

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 5 日

各 都道府県 } 衛生主管部（局） 御中
市区町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大な御尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

障害者支援施設等に入所・入居する者（以下「入所者等」という。）や従事者への接種について準備を進めるに当たっては、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年2月19日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）において、基本的な考え方等をお示しし、円滑な接種を行うことができるよう御協力をお願いしたところです。

今般、同事務連絡を別添のとおり改正することとしました。改正の内容は、下記のとおりですので、御了知の上、引き続き、障害者支援施設等入所者等及び従事者への円滑な接種について、格段の御協力をお願いいたします。

記

新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者の範囲について、第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年3月18日）の審議を踏まえ、

- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）
- ・知的障害（療育手帳を所持している場合）

が追加されたことから、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年2月19日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）内「3 障害者支援施設等に入所等する基礎疾患を有する者

への接種について」の基礎疾患を有する者（高齢者以外）の範囲について、別添のとおり改正する。

（添付資料について）

別添 改正後「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年2月19日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）【改正後全文（改正箇所を朱字で明記）】

別紙 訪問系サービス事業所等の従事者への接種について

※ 様式1～3については、令和3年3月3日改正時の様式を参照すること。

（関連事務連絡について）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者の範囲について（令和3年3月19日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000756902.pdf>